

# 第78回長野市都市計画審議会議事録

日時：令和3年2月10日（水）  
午後2時

場所：第一庁舎7階  
第一・二委員会室

長野市都市整備部都市政策課



## 第78回 長野市都市計画審議会 次第

日 時 令和3年2月10日（水）午後2時

場 所 第一庁舎7階 第一・第二委員会室

1 開 会

2 長野市あいさつ

3 議 事

(1) 第7回区域区分の見直しについて

(2) 長野都市計画道路見直し検討部会の報告について

(3) 長野市立地適正化計画見直しに係る検討部会の設置について

4 そ の 他

5 閉 会

◎長野市都市計画審議会委員

- 1 番 高瀬 達夫 (信州大学工学部土木工学科 准教授) =欠席  
2 番 柳沢 吉保 (長野工業高等専門学校教授)  
3 番 酒井 美月 (長野工業高等専門学校准教授)  
4 番 跡部 美幸 (長野県司法書士会長野支部司法書士)  
5 番 伊東 亮一 (公益社団法人長野県建築士会ながの支部副会計幹事)  
6 番 西脇 かおる (長野市議会議員)  
7 番 松井 英雄 (長野市議会議員)  
8 番 阿部 孝二 (長野市議会議員)  
9 番 塩入 学 (長野市議会議員) =欠席  
10番 宮崎 治夫 (長野市議会議員)  
11番 小林 義直 (長野市議会議員)  
12番 伊藤 隆三 (長野商工会議所 副会頭)  
13番 宮澤 清志 (ながの農業協同組合代表理事組合長)  
14番 酒井 國夫 (長野市民生委員児童委員協議会)  
15番 挟間 孝 (NPO法人ヒューマンネットながの理事長)  
16番 西宮 登喜男 (長野市商工会 副会長)  
17番 永江 浩一郎 (国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 所長)  
代理 畦地副所長  
18番 下里 巖 (長野県長野建設事務所 所長)  
代理 増澤計画調査課長  
19番 熊谷 猛彦 (長野中央警察署 署長)  
代理 江本交通第二課長  
20番 青木 保 (長野市農業委員会 会長)

---

◎説明のための出席者

都市整備部長	岩 片	弘 充
都市整備部次長兼都市政策課長	平 澤	智
都市政策課長補佐	宮 下	伊 信
都市政策課係長	清 水	永 一
都市政策課係長	小 林	竜 太
都市政策課主査	柳 沢	一 欽
都市政策課主査	今 井	俊 介
都市政策課技師	柳 澤	満合那

◎事務局出席者

都市政策課長補佐	竹 内	健 一
都市政策課主事	松 木	佑太郎
都市政策課主事	山 口	椎 菜

---

## ◎開会

○司会            それでは定刻になりましたので、只今から第78回長野市都市計画審議会を開会いたします。本日の進行を務めます、都市政策課の竹内と申します。よろしくお願いいたします。本日は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を行いながらの開催となります。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の審議会は公開となりますので、ご了承ください。会議に先立ちまして、定足数について申し上げます。長野市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会の定足数は、委員20名の過半数となっております。本日ご出席の委員は、現在18名でございますので、会議は成立となります。なお、高瀬委員と塩入委員から本日都合によりご欠席とのご連絡をいただいておりますので、併せてご報告いたします。

本日の進行につきましては、お配りしております次第に従って進めてまいります。その前に資料の確認をお願いします。資料は、過日郵送でお届けしたものと、本日机の上にお配りさせていただいたものがございます。先に郵送した資料といたしまして、次第、資料1-1、1-2、資料2-1、2-2、2-3、資料3でございます。なお、事前にお送りいたしました資料1-2、資料2-3、資料3ですが、内容に修正がございます。事前にご覧いただいているにもかかわらず、大変申し訳ありませんが、差し替えをさせていただきたいと思っております。差し替え版を含めて、本日配布した資料といたしまして、資料1-2 差し替え版、参考資料1 県方針、参考資料2 市方針、資料2-3 差し替え版、資料3 差し替え版。以上でございます。ご確認いただきまして、資料に不足がある方は、お申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。それでは、お手元の次第に沿って進めてまいります。

まず、長野市あいさつといたしまして、都市整備部長の岩片よりごあいさつを申し上げます。

---

## ◎長野市あいさつ

○事務局            都市整備部長の岩片でございます。委員の皆様方には、何かとお忙しいところ、本日の審議会にご出席をいただきまして、厚くお礼申し上げます。また、日頃から当審議会をはじめ、長野市政にご理解、ご指導を賜り、重ねてお礼を申し上げます。さて、都市計画道路の整備でございますが、本市で施工しております北部幹線が今月28日に供用開始となります。続きまして3月末には、県で施工いただいております高田若槻線と、国の施工

によります国道 18 号長野東バイパスが相次ぎ開通となる予定でございます。これらの幹線道路の開通によりまして、慢性的な渋滞緩和や、地域の活性化、さらには長野市の発展に期待しているところでございます。また、予算の話になりますが、一昨年の台風災害、新型コロナウイルス感染症の影響などによりまして、令和 3 年度当初予算の編成作業は、大変厳しい状況ではございますが、より質の高い社会の形成と持続可能なまちづくりを目指し、効果的で実効性のある都市政策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

本日は、今年度最後の審議会となるわけでございますが、議題につきましては次第にあるとおり、第 7 回区域区分見直しについて、長野都市計画道路見直し検討部会の報告について、長野市立地適正化計画見直しに係る検討部会の設置について、以上の 3 件をご説明させていただき予定としております。委員の皆様方の幅広いご見識から、ご意見などをいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

終わりになりますが、新型コロナウイルス感染症につきましては、まだ気の抜けない日々が続きますが、委員皆様方におかれましては、ご自愛いただきまして、ご健勝で、ますますご活躍されますことを祈念申し上げ、簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○司会            それでは、これから議事に入ります。その前にお手元のマイクの操作についてご説明いたします。発言される際に、お近くの卓上機器の楕円形の部分を押しただき、緑色のランプが点灯したことをご確認いただいてから、ご発言をお願いいたします。ご発言が終わりましたら、再び楕円形の部分を押しただき、緑色のランプが消灯したことをご確認願います。

それでは、議事に移ります。審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、柳沢会長に議長をお願いいたします。

---

## ◎議事

○議長            委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。次第のとおり、本日の審議案件は 3 件となっております。皆様方からのご意見をいただきながら、実りのある会議にしたいと思いますので、議事の進行が円滑に運びますようご協力の程お願いいたします。なお、本日の議事録の署名は、酒井國夫委員さんと西宮委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。それでは、審議事項（1）第 7 回区域区分の見直しについて、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局            都市政策課の今井と申します。私から、審議事項（1）第 7 回区域区分見

直しについて、資料1-1、1-2、また本日お配りしております、参考資料1と2を使って説明をさせていただきます。資料1-1につきましては、上下にページ番号を振ってございます。また資料1-2につきましては、本日、差し替え版をお配りしておりますので、こちらをご覧くださいよう、お願いいたします。お手元の資料とあわせて、同じものをスクリーンに映しながら説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

区域区分の見直しにつきましては、平成30年から長野県を通して、関係機関と事前調整を行ってきたところでございます。この度、事前調整が概ね完了し、候補地の選定が終わったことから、その経過と今後の進め方について、ご説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。初めにこれまでの経過になります。平成30年には、審議会において、委員の皆様から見直しの考え方についてご意見をいただき、平成31年4月には考え方を公表。方針に価値する案件がある場合には、相談を受け付ける旨をお知らせしております。令和元年5月には、区域区分の決定権者であります長野県から、見直しに関する資料提供等の協力依頼があり、7月の県都市計画審議会では、見直し方針と市街化区域の規模設定について説明を受けております。その後、見直し作業を進めて参りましたが、10月の東日本台風災害により、スケジュールに一部遅れが生じたため、2月の審議会では、スケジュールの変更と今後の進め方について、ご説明をしております。令和2年度には、候補地の選定や関係機関協議を行いまして、昨年12月には県の審議会において、方針と規模設定の結果説明を受けたところで、本日はそのご報告と、候補選定の結果について、ご説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。区域区分制度の説明になります。区域区分とは、線引きとも呼ばれており、都市計画法では、無秩序な開発を防ぎ、快適な都市環境づくりを計画的に進めることを目的として、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができるとされております。区域区分の決定権者は長野県であり、昭和46年に決定されて以来、現在までに6回の見直しが行われているところでございます。次に、市街化区域と市街化調整区域の説明になります。市街化区域はすでに市街地を形成している区域、または、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。また、市街化調整区域については、市街化を抑制すべき区域とされております。左下にあります、土地利用区分のイメージ図をご覧ください。オレンジ色の枠で囲われた部分が都市計画区域になりまして、その中で市街化区域と市街化調整区域に区分がされているということでございます。右下の表をご覧ください。区域区分の決定状況になります。現在長野市では、行政区域のうち約7%が市街化区域、約17%が市街化調整区域となっているところでございます。

4ページをご覧ください。見直しにおける基本方針の説明になります。人口減少や少子高齢化を踏まえ、市街地の拡散を抑制するため、開発型から保全型へと転換をし、集約型都市構造に対応する土地利用を目指していくことを方針としておりまして、特に枠の中にあります項目に配慮をして参ります。上から、市街地の区域は、現状の市街化区域を基本とすること。線引き見直しによる市街化区域の編入は、地域の特性や産業の見通しを踏まえた上で、



上位計画と整合し、その方針に合った施策として位置付けられた区域を除き、行わないこと。災害発生のおそれが高い区域において、土地利用方策と連動した防災・減災対策が検討または実施されていない区域は、保全されるべき区域とし、新たな市街化区域編入は行わないこと。自然環境の維持保全や農林業振興と都市生活の共存を図ること。市街化区域内の公共交通の便利なエリアに生活サービス施設等の機能や居住を誘導すること。こちらにつきましては、駅周辺やバス路線沿いなど、集約型都市構造の実現に資するエリアを、市街化のエリアとして編入していく、誘導していくということでございます。以上、集約型都市構造の構築に向けて、防災まちづくりと連携をしながら、土地利用の計画的な規制誘導を進めていくものになります。

5ページをご覧ください。目標年次と計画フレームの設定に関する説明になります。こちらの資料は、区域区分の決定権者であります長野県から、昨年12月の県都市計画審議会で説明があったものになります。今回の見直しの目標年次になりますけれども、平成27年を基準年としまして、基本的な方向は、20年後の令和17年を目標に、市街化区域の規模や都市施設等の整備目標は、10年後の令和7年を目標として、見直しを行うものになります。下の表をご覧ください。目標となる人口、産業のフレームになります。フレームとは、必要な市街化区域の規模を示すものとなっておりますけれども、こちらについてはスクリーンにて説明をさせていただきます。市街化区域の規模設定、フレームについての説明になります。フレーム設定においては、既存の市街化区域の規模をもとに、将来の人口と産業の規模の推計を行いまして、その差を確認し、設定するものでございます。人口フレームにつきましては、既存市街化区域と推計された将来収容人口を比較し、増加分があれば市街地の拡大が可能となります。また、産業フレームにつきましては、製造品出荷額から算出される産業用地の需要面積と比較をしまして、増加分があれば拡大が可能となります。一番下の枠に、ただしとございますけれども、今回の定期見直しの時点においては、必ずしもフレームを使い切る必要はなく、フレーム範囲内で調整が整った区域について、区域区分の見直しを検討して参ります。資料1の5ページにお戻りください。先ほどご説明しました、人口フレーム、産業フレームに該当しますが、赤い枠で囲った部分になります。市街化区域内人口は増加、工業出荷額も増加する推計となっております、フレームが生まれている結果となっております。長野市としては、こちらのフレームの範囲内で見直し方針に該当する区域について見直し案を作成し、区域区分の決定権者であります長野県に案の申し出を行うことになります。

6ページをご覧ください。こちらは市街化区域編入区域と用途地域の指定に関する説明になります。お配りしております、資料1-2、A3縦の位置図もあわせてご覧ください。今回の見直しでは、見直し方針とスケジュールに合致する地区として、川中島町御厨地区の市街化区域編入に向けて、案の申し出の調整を行っているところでございます。編入区域の現地の状況をスクリーンで表示します。ご覧ください。こちらは編入区域を北側から撮影した写真になってございます。中央にあります道路が県道長野上田線でございます。道路沿いに

は商業店舗や事業所などが立地し、すでに市街地が形成されているところです。また、西側には住宅地が連続して形成されております。これらの状況により見直し基準がございます、既成市街地に該当することから、市街化区域に編入を行うものになります。資料1-1の6ページにお戻りください。市街化区域の編入にあたっては、用途地域を指定する必要がありますけれども、現在の土地利用状況や、周辺の用途地域との連続性を考慮し、県道沿いは準工業地域、その西側は第二種中高層住居専用地域となるよう協議をしているところでございます。

7ページをご覧ください。こちらは、見直し方針との整合状況になります。市街化区域の編入にあたっては、見直し方針や関連計画、ハザードエリア等との整合を確認しておりますので、表の左側からご説明をさせていただきます。まず、見直し基準との整合については、市街化区域と隣接していることと、既成市街地であることを確認しております。また、幹線道路沿線の土地利用と周辺住宅地と調和が保たれている状況を維持していくことで、既存市街地との連続性が維持されるとともに、集約型都市構造の形成や居住の誘導に資するものと考えております。次に、関連計画との整合につきましては、長野市の都市計画マスタープランにおいて、複合的な土地利用を進めることで、地域の活性化を図るとともに、周辺住宅地との調和を図ることとして、位置付けがされているところです。地元関係者の合意形成については、概ねの合意を確認しております。一部合意が確認できていない関係者については、理解を得ることができるよう、説明を続けて参ります。次に、農業振興地域につきましては、当該区域内は農業振興地域内ではあるものの、国の農政部局との協議の中で、既成市街地であることから、周辺の農地に影響を及ぼすものではないため、市街化区域への編入には意見なしとされております。次に、災害ハザードエリアについてです。当該区域は、浸水ハザードエリアのみ指定がされており、最大規模の浸水想定で浸水の深さは、3メートル未満となる区域になりますが、ハード面、ソフト面の両面からリスク対策がとられていることから、市街化区域への編入は問題ないものと判断をしております。なお、川中島町御厨地区以外の相談箇所については、今回のフレームの範囲内で推移し、編入を検討するものとして、協議を継続して参ります。

8ページをご覧ください。最後に、今後のスケジュールになります。本日の審議会の後、庁内会議を経て、2月下旬には地元説明に入る予定です。3月には、区域区分の決定権者であります県に見直し案の申し出を行います。5月には公聴会を開催し、都市計画審議会にお諮りをした上で、令和4年1月に決定告示をする予定です。決定告示につきましては、決定権者が異なることから、区域区分は県が、用途地域は市が、同時に決定をするものでございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長           ご説明ありがとうございました。只今、区域区分の見直しということで、これまでの経緯で県から協力依頼があって進めてきたものでございます。その中で、見直しによる基本方針とフレームを見た上で、川中島町御厨地区は編入の候補として協議をしてい

きたいということでございます。見直しの方針との整合についても確認をしていただいておりますということでございまして、今後のスケジュールも最後のページに記載されているとおりです。決定権者が区域区分は県、用途地域は市ということでございます。流れ、フレーム、用途地域の想定ということで説明をしていただいたところでございますけれども、只今の事務局からの説明につきまして、ご質問あるいはご意見等ございましたら、挙手をよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。論点としては、見直し方針と整合性が今回の対象地域であるかどうかというところが一つ。フレームも使い切る必要はないということでありますけれども、人口系それから工業系や商業系の中からのフレームを使いまして、必要な面積を出した上で、見直しの基準と合わせて、今回のところが選ばれたわけです。今後の人口減少や防災減災の観点から、今回に限らず区域区分のあり方についてご意見等あればいただければと思いますし、今日最後の報告になりますけれども、立適との整合ということもございます。土地利用のコントロールをしていくというところで非常に重要なところでございます。ご質問、ご意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

○委員 経過についてももう一度よく説明していただきたいのですが、6ページの編入区域のもう少し北側には、十何階建てのビルや住宅も建っていると思います。そういう建物は準工業地帯でも建てられるのかということ。それから小さくてよくわかりませんが、ここはバイパスの幹線道路ですよね。川中島中学校の前を通過する道だと思いますが、図の左側の赤い三角のところにつながっている、南北に通る道が幹線道路になっています。幹線道路の関係だと、住宅や商業関係は建てられるのかどうか。経過については協議中だという話ですが、この区域だけが話し合いになっていて、南の方は話し合いになってないのか、詳しく教えていただければと思います。

○議長 事務局からよろしく申し上げます。

○事務局 確認させていただきたい部分があるのですが、図面の対象地域に含まれる道路は、長野上田線の県道になります。赤い三角のところは、川中島地区の方がよくおっしゃる旧県道ですので、中学に行く道路はもう一つ西側の川中島幹線のことでよろしいですか。そうであれば、最初のご質問は違ってくると思います。それから、準工業に建っている高い建物は、マンションのことでしょうか。マンションについては、準工業でも建てられます。工業専用地域ではないので、準工業地域ではいろいろな用途が建てるのが可能になります。ただ、大きな商業関係は、1万平米の床面積を持つ店舗に関して、特別用途規制ということで規制しております。

○委員 D2もありましたよね。その辺や川の裏側も含めて、宅地はもうできていますが、そこも含めて準工になったということですか。

○事務局 今回入れるのがD2のところでした、他の商業施設もあるところになります。そこは今まで市街化調整になっておりまして、地権者さんや権利者さんが集まって、これまで市街化調整区域だったところを、市街化に一つのブロックとして編入したいというご

要望がありました。既存で明らかに市街化されている部分で、入っていただいて周辺に影響がなく、我々も編入の基準と照らし合わせて、残っているわずかな農地についても県の農政課と調整をしまして、今回入れていく方向で協議を進めて参りました。

○議長 既成市街地と言っても良い状況で、現市街地と連動しているので、市街化区域にしても良い、適切であろうというご回答ですね。

○委員 あのエリアは宅地関係がすごく多いはずですが、バイパスの周辺も土地があつて子供たちに何か作ってやりたいと申請を出しても駄目だということがありますよね。その辺の方向性を教えてください。

○事務局 見直しに関する基本方針等にも記載させていただいていますが、今後人口減少ということを考えますと、市街地の拡大はむやみにできないと考えております。今の既存市街地の中にも宅地がありまして、そういった宅地の利用も一つの考え方でありまして、また、調整区域をどんどん拡大すればいいというお話もありますが、拡大することによって、その周辺の農地や調整区域で本来利用すべき土地利用に影響が出てきます。そういったことを考えまして、これから市街化区域にどんどん入れていくかということというわけではなく、防災などの観点から見てバランスをとりながら、市街化区域の面積は保っていき、基本的にはあまり拡大していかないという考え方です。

○委員 人口減少はわかりますが、川中島はそうではないです。人口が増えています。子供たちに自分で持つて土地に分家として出したいという人もいます。改めても良いかと思いますが、そういう部分は難しいですか。

○事務局 川中島で人口が増えているというデータも、最近ではむしろ減少に来ております。長野市全体の市街地としては、今後減少していく方向だと考えています。やはりその地区だけ優遇してとなると、他の地区をどうしていくのかという問題もあります。住宅をどんどん増やしてということになりますと、やはり市街化を促進することになりますので、個人のお宅の持つて土地が自由にならないというご意見はありますが、市街化を抑制することで都市計画では考えております。建てられる範囲、例えば農家住宅や分家住宅であっても建てられる場所というのもございますので、元々の基準に則りながら進めていくべきところではないかと考えています。

○議長 委員さんからご質問がありましたけれども、今日も参考資料ということで、見直しの方針が配布されています。この中でいうと、どこに当たる考え方で今回市街化区域に編入しようという考えに至ったか、ご説明いただければと思います。

○事務局 参考資料1 県の方針にございます。2 見直し基準をご覧いただきまして、その中の(1)市街化調整区域から市街化区域への編入基準(新たな飛び地を除く)とございますけれども、こちらに該当してございます。詳しくはページをおめくりいただいて、⑤とございますけれども、開発許可で整備され、既に市街地を形成して土地の区域というのが今回の川中島町御厨地区の編入基準ということになっております。

○議長 確かに個々に見ると、ここは市街化区域に編入しても良いと思うようなところもあるかもしれませんが、総合的に考えて、あまり裁量してしまうと他の地域との整合が取れないところもありますし、そもそもが人口も減少している中で、市街化区域に編入ということで飛び地は防いでいこうとしています。さらには開発許可で整備されている、もう既に市街地を形成しているところは、既成市街地という形で見えて編入していくということでございますので、裁量が入らない形で検討していかなければいけない。そういうことを考えると、その他の地域でも同じように、市街化区域に入れてもいいのではないかとということもあるかもしれませんが、トータル的に考えて、現市街地に隣接していて、既に市街化区域として機能しているようなところについては、フレームが許す範囲で編入していくという考え方でございます。あまり裁量権を駆使すると、今度は国から裁量権を駆使したなら市で最後まで責任を持ちなさいという話になってきますので、できるだけ裁量を含まない形で、このような基本方針を使って入れていくという考え方でよろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○委員 編入区域の中の道路から75mで点線になっていますが、これは道路に沿った形で75mになっているのですか。左の絵だと道路沿いで緩やかな波を打って区域分けしてある一方、右側については上の方が一直線になっています。この75mの点線については、道路に沿って区分けしてるのかどうか詳しく教えてください。

○事務局 まず75mの線のお話ですけども、沿道用途という考え方になります。赤い線は都市計画道路の決定区域から75mということで、今の現地の道路幅は、都市計画道路の幅にはなっておりませんので、都市計画決定している幅から75mをとっています。その他の場所ですけども、地形地物または街区で区域を分けております。図の左下、波打つように見えるところですが、ここは昔、用水が流れていまして、用水堰があったところでございます。そちらと市道で区域を分けて、用途決定したところになります。右上の区画整理したところは、そこにちょうど街区を分ける道路が入っておりますので、街区ごとに分けているものです。

○議長 75mとは見直しの考え方の中に、位置付けられていたり、記載はされてるものですか。どういう形で75mを決めたのですか。

○事務局 道路の規模や用途の決め方で、75mという基準があります。

○議長 わかりました。それから波打っているというのは用水があって、とても市街化区域に入れるような状況ではないところが抜いてあるということでしょうか。

○事務局 そうではなくて、準工業地域と第二種中高層住居専用地域のラインが波打った形になってるということです。元々が波打った街区で、用水やそういった道路です。

○議長 総合計画でも、この土地利用のあり方というのは上位にきている土地をコントロールしていくということで、都市づくりやまちづくりについては、なくてはならないところがございます。ご意見あれば、事務局もそれを考慮に入れつつ、今後考えていくとい

うこととなりますけれども、いかがでしょうか。

○委員 1点お伺いします。今回準工業と第二種中高層という形で用途を決めてることですけれども、全部準工業にするという案はありませんでしたか。というのは、どんどん空き家も増えていて、住宅系の用途とする必要もないと考えたんですけれども、いかがでしょうか。

○事務局 委員さんがおっしゃるように全部準工業という考え方もあると思いますが、この地図は上が北なので、75mの西側の二中高は住宅が多いところになりまして、基本的には既存の住宅に合わせて、地域の用途を決めていて、現況に合わせたという形になっております。

○委員 4.6ヘクタールの中に既存の農地はありますか。

○事務局 こちらにつきましては、都市計画基礎調査を行っておりまして、平成29年の時点では、0.3ヘクタール農地がございます。

○委員 0.3ヘクタールだったら、いわゆる農業振興地域は全然変わっていないですか。

○事務局 ご説明いたします。スクリーンをご覧ください。真ん中にごございます赤い枠で囲った部分が、今回市街化区域に編入を行います川中島町御厨地区でございまして、白く塗られている部分、編入区域も含まれますが、こちらが農業振興地域になります。赤枠の右下にごございます緑色の部分が農振農用地、いわゆる青字と呼ばれているわけでございまして。今回編入検討している部分には、青字は存在しておりません。

○委員 わかりました。

○委員 5ページでお聞きしたいんですけれども、基準が平成27年で、10年を目標としていて、今は中間あたりかなと思います。現状、区域内人口がどのぐらいかということと、あとは区域を今回のような形で広げると、そこに既存で住んでる人たちが人口に加わるという部分もあると思うんですけれども、どのような戦略で区域内人口を千人プラスにしていこうと考えてるのか、お聞かせください。

○事務局 ご説明いたします。スライドをご覧ください。右側の赤い図が、市街化区域内の現在の人口と、点線で推計を示した図になってございます。赤い実線で書かれておりますのが、過去の実績になっておりまして、真ん中が令和2年、右が目標年次の令和7年を示してございます。市街化区域内は、現在人口は増えている状況ではございますけれども、推計の結果によりますと、減少に転じる見込みとわかっているところです。そういった資料がございますので、今回の川中島町御厨地区については、既存市街地ではあるんですけれども、コンパクトなまちづくりを形成するという観点から、積極的に市街化区域に編入しまして、周辺と連続的な市街地を維持していくという考え方でございます。

○議長 要するに、住居系や商業系、工業系とありますけれども、そういったことを考えたときに、ここは住居系に編入していくことで、より同種の土地利用が作られていっ

てコントロールしやすくなる場所が戦略になりますか。しかも、幹線道路も通っているということからして、交流軸もあります。そういったことを勘案してということではよろしいですかね。そういう意味合いで、ご説明していただいたんですか。

○事務局 おっしゃる通りです。

○委員 非常に基本的な質問で申し訳ないですけど、都市計画区域内と都市計画区域外が一番大きな違いは何ですか。

○事務局 土地利用の規制に関わることも含めてということでしょうか。開発に関するものは建物を建てる規制などがかなり変わります。市街化都市計画区域内になりますと、まず開発という手続きが必要です。あと建築基準法による規制もかなり変わります。区域外となりますと、長野市の場合は中山間地が多いんですけども、建物を建てる接道要件も減りますし、あとは都市だと人口が集まるということが基本になっている地域だと考えていますので、それを支えるためのインフラの整備の仕方も、都市計画によって定めて進めるというのが基本的な考えだと思っております。

○委員 そうしますと、都市計画区域は長野市全体の2割ちょっとですよ。人口を見ると、ほとんど都市計画区域にいるということなんですね。3万か4万ぐらいしか都市計画区域外はいないということですか。

○事務局 はい。

○議長 都市計画区域外のところは、要するに急峻な山だったり湖だったり、もう開発する必要がないところは除いていくということで、人が住めるところ、あるいは活動できる場所に投資をしていこうという考え方で分けていくと、そのような結果になるということです。こうして見ると、人が多く集まっている市街化区域が結局は7.1%、ここに集まっているという状況であるということですが、それでも人口はどんどん減少していくので、悩ましいところでございます。

○委員 今までの審議会ではいろんな方針を聞いてきて、具体的な場所を見たのは今日が初めてなんですけど、基本的なことでは申し訳ないですが、具体的な場所は誰が決めているものなんでしょうか。

○事務局 今まで相談を受けた場所というイメージではよろしいですか。

○委員 こういう方針で決めますというのは今までにもご説明いただいて、具体的にどの町のどの場所というのは今日初めて見たんですが、これはどういう風に決まっているのでしょうか。

○事務局 今回ご提示してる場所なんですけれども、地元の方やその周辺の地権者の方から要望がありまして、それを見て、我々に入れられるかどうかという判断してます。やはり個別の住宅であったり、いろんな要望が出ますけれども、都市計画の土地利用ということになると、ある程度の面積の塊が必要になってきます。先ほどもありましたが飛び地は駄目だとかいろいろな条件を見た中で、今回の部分は入れるということで、具体的にお示し

たのは今回が初めてという形になります。

○議長 いかげでしょうか。区域区分の話は、出てくる可能性がないとも言えないことで、市街化調整区域を市街化区域に編入するという以外は、その反対もありうるということでございます。今後の人口減少、少子高齢化、産業の動向も踏まえて検討していかなければいけない、非常に重い作業になってきますので、考え等ございましたら事務局にお問い合わせいただければと思います。もう一つ質問があるということでございますので、よろしくをお願いします。

○委員 まとめに入ったところすみません。先ほど議長の方でこれからも出てくるかもということで、確かにそうだろうと思いました。今回市の方針ではなくて県の方針のところ、市と県で違っている1ヶ所を、県の方針から持ってきての説明となっています。実際にこういう案件で要望があるのは、既成で市街地があって、というものが一番多いと思いますが、それを見直し方針で市の方には考え方にわざわざ入れていないのか、この一つが入っていない理由があれば伺いたいと思いました。参考資料2 市の方針の見直し基準(1)の中では、①から⑤まで県とほぼ同じ内容で書いてあるんですけども、県にはあって市にはない、既成の市街地という1点が、実際には一番多く要望が出る場所だろうと思えます。市の方針が新しく平成31年に出てるので、わざわざ市では⑤を抜いて⑥に飛んでいるのか、事情があれば伺いたいと思えます。

○事務局 お答えいたします。なぜ今回、既成市街地要件という部分が載っていないかということなんですけれども、こちらの基準は都市計画の見直しを行うときに、基準にします都市計画運用指針に記載がございませぬことから、わざわざ市の方針として記載はしておりませぬ。

○委員 市の方針として載っていないからといって、それを市が積極的にしないという意思表示をしてるとか、そういうことではないということですか。

○事務局 そういった意図はございませぬ。

○委員 ありがとうございます。

○議長 指針がベースにあって、その中で長野市の考え方としてピックアップしたのがこちらの資料ということでございますよね。よろしいでしょうか。では、概ねご意見をいただいたということでございますので、審議事項(1)につきましては、終了させていただきます。ちなみに確認ですが、今後のスケジュールで、また都市計画審議会でのこの案件を取り上げて計画決定いただくということでよろしいですか。

○事務局 はい。

○議長 そうということですのでよろしくお願ひいたします。それでは続きまして、審議事項(2)長野都市計画道路見直し検討部会の報告について、事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局 都市政策課の柳澤です。着座にて失礼いたします。議題2 都市計画道路の



見直しについて、ご説明をいたします。よろしくお願ひいたします。本議題につきましては、前回の都市計画審議会で検討部会の設置をご承認いただきまして、昨年12月に第1回長野都市計画道路見直し検討部会を開催いたしました。本日は、その第1回検討部会の中間報告及び今後の予定についてご説明いたします。資料2-1、2-2、2-3をご覧くださいながらご説明をいたします。資料2-3ですが、本日差し替え版をお手元に置いてございますので、そちらをご覧くださいと思います。お願ひいたします。スクリーンにも説明資料をお示ししますので、見やすい方でご確認をお願ひいたします。

まず、資料2-1をご覧ください。お手元の資料は、スライドごとにページ数を振っております。よろしくお願ひいたします。検討部会の委員名簿を2ページに載せております。前回の都市計画審議会で会長より指名のありました皆様にお集まりいただきました。柳沢会長にも、検討部会当日にご参加をいただきまして、ご意見等を伺った次第であります。

1枚めくっていただきまして、次のページに、検討部会の作業内容について載せてございますので、ご覧ください。検討部会では、見直しの評価指標や基準の検証、評価手順の検証、存続、変更、廃止候補路線などについて検証を行い、ご提案やご意見をいただきたいということでお話をいたしました。

下段になります4ページには、都市計画道路見直しの基本的な考え方を載せております。前回の都市計画審議会でご説明した内容と同様になりますが、今回の都市計画道路見直しの目的は、長野市が将来目指す都市像に対応した都市計画道路網の再構築です。将来の都市像に対応した都市計画道路とは、上位計画の長野市都市計画マスタープランで掲げている、20年後を考えたときに残しておくべき都市計画道路、つまり集約型都市構造を作るための都市計画マスタープランで示す、広域拠点、地域拠点を結ぶ道路。生活拠点においては、通過交通は排除し、生活環境を維持しつつ、居住地区内の交通を処理する道路といった視点で、検討部会では、客観的に検証を行い、対象の都市計画道路を存続、変更、廃止候補路線に分類します。変更、廃止候補路線については、見直し案の作成が終わりましたら、必要に応じて都市計画の手続きを行いたい考えであることを説明いたしました。

次のページ以降につきましては、後程ご説明をいたしたいと思ひます。先に資料2-2をご覧くださいと思います。よろしくお願ひいたします。資料2-2は第1回検討部会でお出ししたものと同一資料でございます。1枚目、A3縦の資料になりますけれども、そちらは、本作業の対象路線、その評価区間案になります。現況の都市計画道路の整備状況に合わせて、道路に着色をしております。未整備路線、構想道路の部分が、青色ないし黄色となっております。整備状況の変化点や交差点などで、区間と評価区間を分けたもので、事務局案として、こちらを提示させていただきました。第1回検討部会時点では、特段のご意見等はいただいておりますが、今後検討進めていく中で、引き続き議論して参りたいと考えております。

次のページをご覧ください。2ページから4ページに載せております。表1-1から表1

ー4につきましては、客観的かつ定量的評価であります、必要性、代替性、実現性の評価指標、評価基準案でございます。第1回見直し時から見方を変えたもの、新たに加えたものについて、朱書きにしております。詳細な説明は省略させていただきますが、こちらにつきましても、事務局案ということで、検討部会の委員の皆様にご意見を募った次第でございます。また、4ページの下段に表1-5、赤色で示している表になるんですけども。都市構造上の機能分類案を載せております。これに関しましては、現時点では評価の基礎資料として用いることを考えております。今後、定量的、定性的な評価内容を議論していく中で、こういった道路機能についても評価に取り組む必要があるのか、議論が必要だと考えています、ということで、部会内でお話をいたしました。最後の5ページをご覧ください。こちらは、見直しの判定の流れと評価イメージについて示した資料でございます。評価は大きく二段階で考えておりまして、第一段階で、必要性、代替性、実現性の評価。中段くらいにあります青色の部分の客観的指標による区間別評価結果までを出し、第二段階でその下の道路網としての総合的な検証を行い、素案作成に至りたいということで、お話をさせていただきました。こちらにつきましては、次回部会以降、議論をお願いしますということで、説明をしております。検討部会における説明内容は以上になりまして、資料2-1の5ページに戻っていただきたいと思っております。

資料2-1の5ページは、前回の都市計画審議会及び第1回検討部会でいただいた意見でございます。資料2-3が、各回の議論について整理したものになっておりまして、そちらをまとめたものがこちらでございます。いただいた意見としまして、まず、都市計画道路の全体的な考え方については、将来目指す都市像、コンパクトプラスネットワークを念頭に置いて検討することが重要ということです。こちらについては、道路網として上位関連計画の示す、これからの長野市の都市像実現に最も適しているのか、といった視点で総合的な検証を行って参りたいと考えております。2点目の、前回の見直しをそのまま踏襲するのではなく、社会情勢に合った見直しをすべきということ。こちらに関しましては、評価指標や基準の検証を行い、検討して参りたいと考えております。次に、評価についてですが、都市計画道路見直しにあたっては、総論で考えて、各論にならないようにするという。必要性の観点から見た評価機能区分のネットワーク形成機能について連動する評価指標基準を設けた方がいいということ。こちらは、今後の検討部会の中で検討して参りたいと考えております。他には、地域ごとの人口動態や、地域間の人の動きについて、注視して評価をすること。公共交通網を考慮した道路網の評価が必要だということ。この2点につきましては、今後データ整理等も行い、検討して参ります。公共交通の乗り換え拠点を起点とした郊外への連携を考慮した評価になるようにすべきといったご意見もいただきました。こちらについても検討をして参ります。そして、市民参画案のまとめ方等についてのご意見としましては、市民にとって他人事とならないように、市民参画の内容については、しっかりと考えるべきといったご意見もありました。こちらにつきましては、資料2-3の3ページ。質問1-3の回答

欄でも示しておりますが、個別路線ではなく、都市計画道路の見直しであることから、市域全体を俯瞰した意見を聞くために、パブリックコメントを実施する予定であります。内容につきましては、今後の検討部会で検討して参りたいと思います。資料2-1、5ページに戻りまして、ご意見としてはさらに、単に変更や廃止候補の判定をするのではなく、方向性を見極めるべき。候補路線の抽出で終わるのではなく、できるだけ速やかに計画変更に移行すべき。廃止候補路線について、そのまま廃止とできない場合の折衷案、落とすところについても検討すべき。といったこともいただきました。こちらについては、資料2-3の1ページ、質問4、5に関連してくるのですが、長野市の都市像実現に最も適した、都市計画道路網を洗い出した結果、廃止候補路線はなぜ廃止しても問題がないのか。変更候補路線はどういった変更なら問題ないのかなど、単に候補路線として区分するだけではなく、結果の理由といったところでも、取りまとめについて検討部会で検討したいと考えております。資料2-1の5ページの最後の点になりますが、現状、第1回見直し結果、第2回見直し検討内容が比較できる図面、資料の提示があると良いといった意見もいただきましたので、こちらにつきましては、部会での議論が進んだ段階。パブリックコメント実施前の素々案の提出を合わせて作成できればと考えております。資料2-3につきましては、部分的な説明になってしまっておりますので、申し訳ありませんが、またお時間ある時にご覧になっていただければと思います。次に、最後のページになりますが、今後のスケジュールを載せております。こちらでも前回の都市計画審議会でご説明したものと同じ流れでございます。赤い枠で囲ってあるところが、本日の都市計画審議会ですが、昨年12月23日に開催いたしました第1回長野都市計画道路見直し検討部会の報告をいたしました。第2回検討部会は3月30日を予定しております。次回の第79回都市計画審議会では、パブリックコメント実施前の段階、素案としてご提示できればと考えております。以上が都市計画道路見直しの説明になります。

○議長            ありがとうございます。只今のは都市計画道路見直し検討部会において説明と、出てきた意見をピックアップしての説明、それから今後のスケジュールについての報告でございます。本審議会には見直しの素案を6月頃ご提示していただけるということでございます。私も1回目だけ出席をさせていただいて、事務局の考え方についての確認、それから進め方や評価指標のあり方についての確認、どちらかという評価指標についての疑義というよりは、それぞれの専門の考え方で、それがどの指標に該当しているのかというようなご意見が多かったということでございます。今の報告でございますけれども、ご質問等あればよろしくお願いたします。

○委員            素人質問になるのですけれども、5ページに評価を客観的に行う方法を非常にわかりやすく書いていただいて、検討手順の一番初めのオレンジ色の評価、あと黄緑色の評価と紫色の評価の段階で確認をしていった結果、客観的指標によって評価ができるという流れは非常によくわかります。ですが、検討対象が一番初めの大きい図にある赤枠の中のものになった時に、その一本一本に対してこちらを適用していて、数値的な評価で優劣と言

ってしまっているのか。評価がついていくという感覚はわかります。ただ、お話の中でネットワークを非常に重要視するというので、ネットワーク対象の路線以外のところが、評価の中に入ったときに、入口から出口までという道路の持つ指標自体が大きく変わることは起こらないのでしょうか。

○事務局　　ご説明いたします。資料としましては、資料2-2の最後の5ページの評価のフローのところかと思われませんが、そちらでご覧になっていただいたとおり、対象の路線を必要性、代替性、実現性といった点で、客観的かつ定量的に、丸がつくかどうかで評価を進めていきたいと考えております。そこで一度、客観的指標の結果が出るんですけども、やはり道路としましてはネットワークが非常に重要になってきます。そういったところで一度、客観的評価の下に書いております道路網としての総合的な検証で、ネットワークとして本当にいいのかどうか評価をしていきたいと考えております。こちらにつきましても今後検討部会の中で、どうやって評価を進めていこうかということも、検討部会の委員の皆様のご意見等を聞きながら進めていきたいと考えております。

○委員　　路線の入口から出口まで、当然定量的な評価はつくけれども、その数字が出てくるまでの間に、周りのネットワークがつながったとき、その部分がどのぐらい重要かという指標として、最終的に算出されるものであるという認識でよろしいですね。

○事務局　　まず定量的に点数づけします。その後一つの路線を5つくらいに分断して評価しますので、例えば真ん中の部分で点数が少し低かった場合に、都市計画道路として整備していくときに真ん中の部分はいらないのかということ、そういうわけではないので、全体的に見て評価が低いというものに対して、全体的に見てネットワークで必要がなければ、落としていけるという判断を、最終的に総合的な検証をしていくということです。ただ、こちらについても、検討部会でいろいろと作業を進めて、どんな方法が一番いいのか探っていますので、ご意見を参考にさせていただいて検討部会を進めたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長　　ありがとうございました。出てきたご意見や意図について、わからない点等ありましたら、ご質問いただければと思います。いかがでしょうか。

○委員　　資料2-1の4ページ、個別路線の検討で、変更路線や廃止路線の場合は関係者と調整となっています。これはどの程度まで調整するということですか。関係者の範囲を教えてください。

○事務局　　関係者との調整ということですが、個別路線ごとの検討は、最終的に路線を決めた後になります。都市計画的にこの路線が必要ないという判断をした上で、都市計画決定をそのまま外れるわけではないので、個々の手続きに入る前に、実際にこの道路をこういう理由で廃止しますと説明をして、ご意見をいただいて廃止していく、住民の方にはそのような形になります。あとは、実際に連携するような事業や計画との整合を図るという部分もございます。例えば防災といった点で、道路の重要性が新たに増したというようなご意見

があれば調整したいと思っております。

○委員 県との調整はどうですか。

○事務局 国道や県道の管理者との調整も、もちろん図って参ります。

○委員 今回のこの部会は候補の路線を出すところまでだと思いますが、特に廃止路線になったものに関しては、その廃止によって、例えばセットバックしたところは単なる空地が残ってしまうとか、そのことによって町並みがバラバラになったり、安全性が損なわれたりとか、デメリットがあることに対して、後々もずっとフォローを続けていくのか、路線を廃止したらそれでおしまいになるのか、そのあたりをお聞かせください。

○事務局 セットバックは例えば長野市が買い取っているような場合ではなくて、任意でセットバックしているような場合のことですか。基本的には53条で建てられる範囲のものは、その場所で建てて良いことになっていきますので、その範囲を考慮しながらやります。実際にセットバックしたり、道路端で土地があったりというところについても、総合的に見てかなりの範囲で、例えば買収が進んでしまったり、道路の部分だけ用地が長野市のものになっていたりするものは、作業の中で検討すべきと思っています。実際には廃止の手続きに入るときに、関係する住民の方にも、説明会等を開きながら、廃止の手続きということになるとと思いますが、そのときに出た意見によって、検討すべきところが出てくるかもしれません。実際に説明会にまだ入っていないのでわからないですが、そんな作業を進めるということで考えています。

○議長 セットバックの話ですけれども、相当数ありますか。都市計画決定された道路で、それを見越してのセットバックされた道路はあるのですか。

○委員 私もわからないですけど、例えば善光寺下駅から善光寺さんに上がっていく道路は、セットバックしているところもしていないところもありますが、あちらは1回廃止した道路ではないですか。

○事務局 あちらの道路は、都市計画道路としては廃止はされていません。ただ、地元の方とお話したことがありますして、都市計画道路の幅でセットバックしてるわけではないようです。なので、ああいう形になっていたとしても、善光寺周辺ですと、元々の都市計画道路をあげるのが正解なのか。参道の雰囲気や町並みの雰囲気を残していくのかという点を、地元の方とも話し合いをしながらやっていこうかと思ってるところです。この見直しと別の動きもしておりますので、基本的には先ほど仰ってたようなセットバックの数は、任意にされていますと申請がないので、わからない状態です。

○議長 具体的な素々案が出てこないと、なかなかご意見がないかとは思いますが、その他にご質問等ありましたら、よろしいですか。では、質問や意見等いただいたと思いますので、(2) 審議事項につきましては、終了させていただきます。では、続きまして、審議事項 (3) 長野市立地適正化計画の見直しに関わる検討部会の設置について、事務局からよろしくお願いたします。

○事務局 都市政策課の柳沢と申します。座って説明させていただきます。それでは、右上に資料3差し替え版と書かれた資料の方をお願いいたします。長野市立地適正化計画の見直しに関わる検討部会の設置について、ご説明いたします。資料右下、上下にページ番号が記載されておりますので、そちらを読み上げての説明といたします。

まず初めに、適正化計画の内容についてご説明させていただきます。2ページをご覧ください。立地適正化計画は、コンパクトなまちづくりを実現するため、居住機能や医療福祉、教育、公共交通など、様々な都市機能の誘導を図っていくものであり、計画区域内で、ある一定規模以上の行為において、事業者へ届け出を義務づけるものであります。右上の図をご覧くださいなのですが、本市が目指す都市構造である、集約型都市構造をイメージしたもので、立地適正化計画によって、人口密度の確保や各生活拠点を結ぶ公共交通の強化を図り、アクセス性を高め、生活サービスやコミュニティなど、都市機能の持続を可能とするための計画でございます。また、上位計画との関係においては、本市が目指す都市構造を実現するための具体的施策を盛り込んだアクションプランとして、都市計画マスタープランの一部として位置付けられています。

3ページをご覧ください。立地適正化計画では、コンパクトなまちづくりを進めるにあたり、居住を誘導する区域と都市機能を誘導する区域を定めています。右図の赤枠の範囲が居住を誘導する区域で、現在の市街化区域のうち、工業系の用途地域等を除いた、概ね9割を居住誘導区域として設定しています。次に、青色の円で示した範囲が都市機能を誘導する区域であり、コンパクトシティ形成の核となる拠点として、都市計画マスタープランで定めた長野、篠ノ井、松代、北長野の4地区を、立地適正化計画では、都市機能誘導する区域として設定しています。4ページをご覧ください。先ほどの4つの区域に誘導を図っていく都市機能施設ですけれども、教育施設や子育て支援施設、福祉施設や文化施設としており、これらの施設が立地していくことによって、施設集約による各種サービスの効率化や、子育て、教育、医療、福祉施設等の利用環境の向上が図られ、本市が目指す都市構造である、コンパクトな都市につながっていくというものであります。近年では、長野地区には清泉女学院大学の看護学部や、県立長野大学、篠ノ井地区には篠ノ井総合市民センターが立地しています。

5ページをご覧ください。計画の評価検証についてですけれども、立地適正化計画は、コンパクトなまちづくりを実現するためのアクションプランとしての位置付けから、社会情勢等の変化に適時適切に対応できるよう、概ね5年ごとに計画の内容や誘導施策について評価検証を行います。評価検証の結果、社会情勢の変化や関連する計画の見直し等により、見直しが必要な場合は、立地適正化計画の変更を検討いたします。ここまでの、立地適正化計画の概要について説明させていただきました。次のページから、見直しについて説明させていただきます。

それでは6ページをご覧ください。立地適正化計画の見直しにおいては、主に3つの視点で検証いたします。一つ目の視点は、現行計画における各誘導施策の評価検証です。誘導施

策の進捗状況を調査、分析、評価し、施策の妥当性を検証します。8ページをご覧ください。二つ目の視点は、評価指標、目標値の見直し検討です。立地適正化計画の目標値は、上位計画である第5次長野市総合計画の目標値と整合させており、図右上の赤枠が現在目標としている数値となっています。これらの評価指標や目標数値についても、誘導施策の進捗状況を踏まえ、再検証します。8ページをご覧ください。三つ目の視点は、防災指針の作成です。この防災指針は、近年頻発する自然災害に対応したまちづくりを実現し、立地適正化計画と防災との連携強化を図るため、都市再生特別措置法の改正により、居住を誘導する区域内で行う防災減災対策や安全確保対策などを定めることとなりました。そのため、治水防災部局と連携して、都市の防災減災の方向性について検討し、防災指針を作成いたします。また、防災指針と関連計画との関連ですが、地域防災計画及び都市計画マスタープランを基本とし、都市防災の方針を具体化するために、立地適正化計画で防災指針を定めることとなります。この防災指針を作成することで、頻発化激甚化する災害に対して、被害を最小化するための防災減災対策に加え、居住等の誘導を図る地域の安全を確保しつつ、都市のコンパクト化を進めるものであります。

9ページをご覧ください。見直しにおける検討体制でございますが、改定に向けた検討部会長長野市立地適正化計画改定検討部会を設置し、検討して参ります。素案がまとまった段階でパブリックコメントや公聴会を実施し、広くご意見をいただき、案を作成して参ります。

10ページをご覧ください。改定スケジュールとなりますが、検討部会は7回を予定しております。本審議会において、途中経過を報告させていただきながら進め、令和3年度末の公表となるよう進めて参ります。

11ページをご覧ください。検討部会の委員でございますけれども、学識経験者及び民間諸団体から8名で構成します。各委員の専門分野はご覧のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。事務局から説明がありました検討部会の委員につきましては、長野市都市計画審議会運営要綱の第7 第2項、部会に所属する委員は会長が指名するというところでございますが、これに基づきまして示させていただきました。各分野精通をしておられる方にお示しさせていただきました。事務局からご説明をいただきましたが、ご意見あるいはご質問等がありましたら、挙手をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。コンパクトなまちづくり、集約型都市構造というのは、平成19年にもうすでに長野市はそれを見越した形で取り組んで参りましたが、さらにそれを具体化するということで、立地適正化計画があるわけです。この立地適正化計画の大元のコンパクトプラスネットワークはそのまま継承しつつ、5年ごとに見直しということで、まずはこの5年間行ってきたことに対する評価を行い、それによって施策の妥当性を検証します。さらにスライド8の防災指針の作成は、近年頻発する自然災害に対応したまちづくりにも含めていかなければいけないということで、こちら踏まえた上で立地適正化計画を改定をしていくというこ

とでございます。

○委員 基本的なことなんですけれども、7ページの立地適正化計画の中に、公共交通機関の利用の回数が出てきます。128.9回とはどういう数字ですか。

○事務局 公共交通を利用している延べ人数に対して、人口全体で割っているという数値になります。

○委員 公共交通機関を利用してる人という意味ですか。

○事務局 公共交通を利用した回数ですね。ですので、JRの鉄道であれば、乗った人の数が公表されていますので、そういったものを使っております。JRの場合は乗車数しか出しておりませんので、乗った回数掛ける2で乗降という形にします。長野電鉄やバスは、利用した回数が公表されていますので、その回数に対して人口で割るという形をとっています。

○委員 そうすると、これは何を達成しようという目的ですか。単に割っただけですか。

○事務局 利用の回数が多ければ多いほど、1人当たりの利用回数が多いということを出しております。

○委員 達成しようという目的の中身は何ですか。

○事務局 考え方については、この指標はコンパクトプラスネットワークということで、計画ができております。なので、ネットワークの部分で公共交通がどのぐらい利用されているかということ、今後どのぐらいを目標としていこうかという数値で使っております。

○委員 その目標は何かということを知りたいです。何を達成しようとして、この数字が出てきたのですか。

○事務局 公共交通の利用促進という考え方です。

○委員 公共交通機関を使うということとはよくわかります。何らかの事柄を達成するには、128.9回利用していただかなければならないということですよ。その達成しようとする目的あるいは目標は何ですか。

○議長 私からよろしいですか。対象になってくるのは、高齢者や年少人口の方、自由に移動する移動手段がない方です。その方々の社会活動あるいは用途利用をしやすいように、居住誘導区域の中で高齢者・年少人口の方が集まっているような拠点から、中心拠点、要するにいろいろな活動ができる、学校がある、病院がある、そういったところにアクセスしやすいようにしてあげるということです。自動車を持っている方は自動車で来るので、持っていない方はどうするかといったら、公共交通を使ってもらおうということ。それぞれの郊外の拠点から中心拠点に、行きたい用途へ行けるように設定されています。部会でもう少し細かく、郊外の拠点から中心拠点へアクセスしてもらえようような施策や目標値も考えていただけるかもしれません。目的としてはそういうことです。

○委員 128.9回と非常に具体的な数値が出てきていますよね。



○議長 事務局から補足があればお願いします。

○事務局 乗車した回数に対して人口で割るということで、現状の実績値を保つ、もしくはそれ以上の数値を出すことで、公共交通の利用促進が図られるという指標になります。

○議長 公共交通をそれだけ使うことによって、立地適正化計画でどのような良いことが起きるのか質問しているわけですね。

○委員 今お答えのように、現状の数字だということはわかりました。

○事務局 回答がちぐはぐになりまして申し訳ございません。

○議長 部会でこのあたりは揉んでいただくということで、要するに前回の立適で出した目標値であって、検証する中で施策については妥当性を検討して、その施策をより良いものにしていくということでございますよね。今いただいたご意見も反映させながら、より良い指標を作っていきたいということでございます。よろしく願いいたします。

○委員 今の話とも関連してきますが、資料3の図は十何年も前から見えています。やはりそれぞれのエリアの中の公共交通、それからエリアを結ぶ公共交通、そういったことを将来につなげていくわけでありまして。先ほど資料2-2で、都市計画道路の見直し含めたA3の地図と、今の資料3は、うまく合うようにしていくのが理想ですよね。ですから、これは私も前からずっと見ていて、そういう風に進んでないと言えれば失礼になってしまうかもしれないですけども、ぐるりん号もできたり、デマンド交通も進めたり、今は努力の最中であると思っております。やはり都市政策課では、この夢に向かって都市計画道路をしっかりと作っていただきたいです。また、見直しもやるわけですよね。そういう視点をお持ちでいらっしゃると思いますが、これが一番大事なことです。資料を見たときに、なるほどと思うような、そういう見直しをしていただきたいと思っております。それともう1点、公共交通調査検討特別委員会で管内視察をやりますが、どのぐらい進捗してるのかということも調べたいと思っております。公共交通に対して、アバウトな数字ですけども、長野市は約3億円の補助金を出していますよね。ですがコロナで交通事業者も苦勞していて、観光バスで赤字分は埋めると言ってくれていますが、観光バスもダウンですよ。コロナ渦がいつ去っていくかわからないけれど、大変なことになると思っています。3億円のほかに、福祉バスや学生の通学バスもやっています。今日の都市計画審議会とは直接関係しないかもしれませんが、元は長野市の皆さんの税金です。より効率的にデマンド交通を使って、通学で乗ってもいいだろうし、病院へ行くのもいいだろうし、そういう良いものがないかなという夢を描きながら活動しています。やはり今日改めてこれを見ると、そういう思いが強くなったので、あえて発言させてもらいました。そういったことも意識をしながら、今後見直しをぜひお願いしたいと思っております。ご助言があったらいただきたいと思っております。以上です。

○事務局 まさに我々の気持ちを代弁いただきましたこと、ありがとうございます。コンパクトシティで立地適正化計画を作っているんですが、計画自体を作ったからすぐに動くというのではなくて、やはりある程度時間をかけながらゆっくり進めていくというこ

とできています。理想は理想でしっかりと持ちながら、具体的にその理想に向かっていけるような施策は我々の方でもっと考えていきたいと思います。今回見直しの中で、災害の関係、防災計画も今度入れ込みながらやっていきますので、また皆さんにはご協力をいただきたいと考えております。

○委員 8ページの防災指針作成が、公共交通を使って便利になるという意味だと、3ページにある青い丸の長野、篠ノ井、北長野、松代。ここに松代がどうして入っているのかよくわかりません。公共交通があるわけでもないの。今、特に災害の関係で、また特に去年からのコロナ渦で、医療機関が一つの拠点にはなってきています。いざというときに、やはりそういう位置も検討していく必要があると思います。コロナが増えてどうしてもなくて避難所を作る、集めることだってこれから出てくるわけですね。そういうようなことも含めると、そろそろ場所の関係も検討していく必要があると思いますが、その辺はいかがですか。

○事務局 松代地区が入ってることもおっしゃってましたが、松代地区は昔からできていた町ということで、立地適正化計画の地域拠点の中では特異な部分になります。元々の歴史的な街並みとしての都市機能というような意味で、並んでいる四つの中では少し異色なものになります。ただ元々公共交通は、バス路線がかなり多く走ってますので、そういった意味で基幹的なバス路線があるということでやっております。その後のお話で、病院という観点がございます。大きな病院になりますと、例えば長野日赤等も含めまして、通常の人が動く中心市街地からは、わざわざ少しずらしている場合もございます。そうすると、広域的な医療アクセスが必要になってきますので、救急車が入りやすかったり、災害時の大量の物資輸送が適してるようなところに立地してる場合が多くありますので、都市機能誘導区域の、今の区域に関してバシッとほめるというのは難しいですが、都市機能も含めて、検討部会でも検討していきたいと思いますので、お願いいたします。

○委員 それと令和元年の台風災害のときも避難所関係は大変な部分がありました。地震もあるかもしれないし、想定しきれない部分がたくさん出てくるわけですよ。そうしたときに、豊野は防災の関係を作ろうとしてますけど、コンパクトシティの中にも防災拠点もある程度考えていく必要が出てくると思います。いざというときに今井には医療大学があって、連携できる部分、包括連携も始めましたね。そういう点で言うと、検討していく必要が私はあると思いますが、所見を教えてください。

○事務局 検討部会では、まちづくりの中でどういう位置付けがいいか。また防災指針も作るよというということで、国からも指示されておまして、そういったこともあって、検討部会を立ち上げて、指標を見て、やはり視点を変えて見直さなければいけないというのが今回の専門部会になります。部会の中で検討していきたいと思いますので、お願いいたします。

○委員 4ページを見ていただいて、都市機能誘導区域に大学と専門学校を一律誘

致するという事になっています。それから2ページは、コンパクトシティというよりも、要するに長野市の中での大都市的な集約をするという中身になっています。前に長野市から出された資料の中で、コンパクトシティは生活に必要な機能を保持しながら、その地域でも住んでいけるようなコンパクトシティのイメージの地図を見たことがあります。こういう指針を出されると、32の行政区のうち一部のところだけに集中して、あとは住めなくなるようなイメージになってしまいます。本来なら小学校や中学校の学校区中心のコンパクトシティなり、その地域で住めるような必要な施設をきちっと備えていくということに、長野市のような都市部分もあるけど中山間地域も多く抱えているところには、そういうところと行き来のできる公共交通も十分機能させていきながら発展させないとまずいと思います。これは大学や専門学校を全部誘致するという事ですか。私から簡単に見れば、絶対に無理な中身になると思います。そのあたりはどういう考えをお持ちですか。

○事務局　こちらの立地適正化計画で、これは前回策定した時にお示ししている都市機能誘導施設ということで、すべて誘致して入れるというわけではなくて、こういう土地柄であれば、こういった機能が必要でしょうということ。こういったものが来るのであれば良いというメニューになっています。なので、こちらを見ていただきますと、美術館や図書館など元々ある機能も書いてございます。特にこういったものが入れられていければ都市機能として保てるでしょうというメニューを入れております。また、中山間地域の土地利用、集約型という件は、小さな拠点というお話だと思っておりますが、それは中山間地域の生活を守るために、皆さんで地域のあり方や地域の今後に必要なものを地域で考えていただいて、それをどう機能させて、そこからまた長野市の中心市街地や鉄道とか、公共交通のアクセスするところへまたアクセスさせる、そのニーズ的な交通をどうしていくかと、そういった計画のお話かと思っております。立地適正化計画は市街化区域の中の都市のあり方や、都市の中の機能の誘導を考えていますので、そちらは別の計画で考えているということをお願いしたいと思います。

○委員　そうなる縦割りの行政になっていて、住民はそういうことじゃないと思います。住民は横の繋がりで生活するわけなので、その機能を私たちはうまく結びつけていかなければならないと思います。これからもっと必要になってくるのは、特別養護老人ホームや介護施設とか、お年寄りが介護を受けなくても元気に住めるような地域にしていく、それに都市機能も合わせていく。今言われたように、元々あるものについては書いてありますが、あとはみんな誘致するとなっています。莫大なお金をここの四つの地域だけに集中するような形になれば整合性が取れないし、住民の協力が得られないというようなことになると、その辺のことも含めながら、もう一度どういう方向がいいのかというのは、これから議論になっていくと思うんです。そういうことも含めながら、検討するようにしていきたいと思っております。

○事務局　あくまでも全て誘致するわけではなく、長野、篠ノ井、松代、北長野にそ

ういった機能があっても良いというメニューでございますので、あることが都市機能誘導にはなるということです。誘致活動をして集めて、何かを作るということではなく、例えば具体的には学校を作りたいという要望があったときに、そういうところに学校を作ってもらいはいいけど、公共交通もあまりないところに突然ポンと学校を作って、通うのに大変ということになるのは困るという意味です。また、中山間地域とは連携しながらやるということは、基本的な考えではあります。ただ、この立地適正化計画の中で、基本的な土地の誘導のことが書いてあるのが、市街地ということになっております。

○議長 難しい問題ですね。先に議論いただいた区域区分でも、都市計画区域と都市計画区域外とは何だというお話もあったと思います。今、中山間はまさに都市計画区域以外のところに立地するもの。その中で、いかに長野市が持続的にまちづくりしてくために、どこにどう投資していくか。片やある集落については、どうやって居住誘導区域あるいは中心拠点にある用途につなげてあげるかというところで対応していくしかないと思います。区域外のところで大きな開発するをということは、まず財力からいっても考えられないし、人が集まるかという、なかなか集まりません。むしろ人口減少となってくれば、当然高齢者も増えてきます。やがては減少に転じるということで、本当に難しい問題ではありますけれども、長い目を見て、やはり人口が減少してくれば、当然のことながら開発していくところはコンパクトにしていかなければ、市は持続的に維持していけないので、集約型都市を目指していこうということでございます。ですから、今ちょうど集約型都市の図は、平成19年からある図、さらにそれを具体化すると言って出てきたのが立地適正化で、これは5年前です。当然のことながら、対象が対象です。道路あるいはその他都市施設、こういったものを建設するにあたって時間もかかります。それからその効果もさらに時間がかかる中で、長い目で見えていかないといけない、長野市は人口減少も踏まえて、集約があったということで、舵を切っているわけですね。そうでないと、長野市として持続していけないだろうということでございます。人口が37万に減ってきてるわけですね。それがもう放っておけば何十年後に25万、そうにはならないように30万ぐらいにしたいということで、そのためにはどうしたらいいかということで、土地利用を考えてるわけですね。いろいろなご意見はあるかと思えます。当然のことながら、中山間はどんどん人口減少して高齢化していきます。そこへ来てコロナの影響で、公共交通も利用されないから減便になります。いろいろなことが重なって、非常に頭の痛いところではございますが、まずはいただいた意見も踏まえながら、いかにして集約化して長野市を維持するかという方向で考えていきたいということでございます。

○委員 先ほどの2ページの長野市立地適正化計画の右下の関連計画にも十分これだけ、公共交通から第三次長野市地域福祉計画まであります。これが適正化計画の中に関連するということなので、随時この計画にはこういうところにも関連してどうなるかということの説明していかないと、表面だけ見てしまうとまずいと思います。あと40年後には所得倍増計画というようなこともちらっと出ているわけなので、それもまた加えてこういう計画

によって、長野市民の所得が増えたり、人口がどう変わるかということも含めながら、ぜひ協力し合いながら計画を立てるということでやっていきたいと思えます。

○議長 貴重なご意見をいただいておりますので、それを部会にもお伝えして、今までの検証と、今後どういう施策を打っていくのかということ、部会でよく揉んでいただくということで、よろしいでしょうか。その他にございますでしょうか。いただいた意見、部会に吸い上げていきたいと思えます。考えやアイデアがありましたら、事務局に言っていただければ、部会の方に伝えて考えていただくようにしたいと思えます。

○委員 部会につないでいただけていただけるということであるならば、立地適正化計画、特に市街地を中心に進めてきているということですが、山里計画とも関連をしながらやっていくということでもあります。都市部と山間地は税金が違いますよね。都市計画税を市街地は払ってますよね。これは大きな違いです。都市部のお金はみんな山間地に使ってしまうと、こういう皮肉も言われています。ですから、やはり余計税金を納めてもらってれば、その税金は目的税ですから、そこへ使わないといけませんよね。長野市全体で財布は一つになってるんでしょうけれど、都市計画税を山間地で使うわけにいかないと私は思っています。目的税ですから。そういう違いを山間地の皆さんも知らない人は大半なんです。ですからそういうことも、この審議会やこれから部会をやっていく中で、山間地はいいのかというと、こちらの山の中腹に1軒、あちらの山の中腹に1軒、水道から道路まで整備するのはこれから先無理です。人口も税収も減っていきます。ですから、先ほど言いましたこの図は、長野市全体の市街地を中心に考えてることだけど、それぞれの合併したエリアだということを考えていかないと、将来につながらないです。例えば中条でいえば、支所あたりに皆さん降りてきてくれと。今までの道路は山もあるし畑もあるからいわゆる林道でいいじゃないかと。だけど、支所の辺に集まってくれたら、バスもまわすよと。水道もまわすよと。例えば鬼無里に抜ける道もやりますよとか、そういう全体的なことも、どこで誰がやるのか今は見えないです。だから、これはあくまでも都市という言い方ではありますけれども、長野市が合併して、そういった地域も非常に心配しています。山里計画と一緒に関連するということ一行だけじゃなくて、中山間地もそういう課題が将来に向けてあるんだと、これはいつかやらないと駄目ですよ。ですから、そういった必要性もあることを含めながら、長野市全体の計画を、部会の中でご意見をいただきながらお願いをしたいと思えます。これは要望になりますが、よろしくお願ひします。

○議長 ありがとうございます。その他にございますでしょうか。

○委員 都市計画審議会の委員で、立地適正化計画改定検討部会の委員をさせていただくことになっています。河川専門で、防災の関係でのピックアップをしていただいたと思えますが、前回5年前のマスタープランの委員にもしていたので、おおよその雰囲気はわかりますが、先ほどお話がありました5年間で評価がどうなるのかということ、あるいは5年間で行われてきた施策が妥当かどうかという検討をしっかりと、その後の見直しにつな

げていくという部分、今日お話を聞きながら、もっともな話だと思いました。おそらく5年前の段階で、5年間でできること、あるいはそれをどう評価するかという指標はもちろん計画の中であって、先ほどのお話にあったようなネットワークの評価としての公共交通利用があったとは思いますが、実際に行った結果として、その指標自体が、そもそも評価するのに数字として、現状と5年後というのを判断できるものであったのかということを含めたり、あるいはその内訳が当然一つ大きな指標としては拾わなければいけなかったでしょうけれども、ネットワークの利用という意味での公共交通は、利用の内容は病院、通勤、通学、いろんな内容で違う、あるいは拠点と拠点をつなぐものであったのか、その拠点の中での移動であったのか、そういったことも全部含めての数字になってくる、いろいろな背景があろうかと思しますので、限られた時間ではあると思いますが、これまでの評価に使う指標と、これから新しく需要で立てなければいけない防災の指針がうまくつながって、この後何年かのところで施策に生かされるように、ということも委員としても考えていきたいと思っております。今日伺った意見をできるだけ委員会に反映できるように、事務局でまとめていただけると思いますが、直接伺っていたものとして、次の検討部会で意見していけるようにしたいと思っております。

○議長            ありがとうございました。その他にご意見等ございますでしょうか。お気づきの点がございましたら事務局に言っていただければと思います。それでは、議事はすべて終了となりますので、議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

#### ◎閉会

○司会            ありがとうございました。終わりに、都市整備部次長兼都市政策課課長の平澤から閉会のごあいさつを申し上げます。

○事務局          委員の皆様には、本日は大変お忙しい中、ご出席をいただき、また、熱心にご審議をいただきまして、ありがとうございました。次回審議会の予定につきましては、令和3年6月頃に開催したいと考えております。準備ができ次第、審議会開催のご通知を申し上げますので、日程調整等よろしく願いいたします。新型コロナウイルスの感染者数が減少傾向ということではありますけれども、全国的に広がっている状況でございます。また、これから年度末に向けて何かと気忙しい時期ではございますが、委員の皆様には、体調にご留意いただき、ますますご活躍されますようご祈念申し上げます。それでは、以上をもちまして、第78回長野市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。